

議案第6号

芽室町都市計画税条例中一部改正の件

芽室町都市計画税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成30年6月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例

芽室町都市計画税条例（平成18年条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、附則第14項中「、第44項若しくは第45項」を「から第44項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芽室町都市計画税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

説 明

地方税法等の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 一略一</p> <p>(法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4～13 一略一</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第42項から第44項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>15 一略一</p> <p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p>1 一略一</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第45項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4～13 一略一</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第42項、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>15 一略一</p>

改正案	現 行
<p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の芽室町都市計画税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</u></p>	